

平成 29 年 12 月 28 日

ご利用者の皆様へ

秋田おばこ農業協同組合  
代表理事組合長 原 喜 孝  
( 印 省 略 )

## 貯金取引に係る対応について

当 J A のご利用については、日頃より格別のご高配を賜り心からお礼申し上げます。

さて、今般「米の未回収金および過払い」について、組合員をはじめ当 J A ご利用の皆様には多大なご心配をおかけいたしまして、深くお詫び申し上げます。

当 J A は、全国 J A ・都道府県信連・農林中央金庫により組織されている J A バンクシステムと貯金保険法に基づく農水産業協同組合貯金保険制度に加入しており、貯金をご利用いただいている皆様へは万全の対応がなされる仕組みとなっております。

更に、秋田県、秋田県農協中央会、農林中央金庫等関係機関の指導・支援を受け、貯金者の皆様への払戻し資金については十分に確保しておりますので、ご安心のうえ引き続きご利用頂きますようお願いいたします。

現在は、早急に原因究明するため「調査委員会」を立上げ、調査を進めており、今後調査結果が確定次第、皆様へご報告しますので、ご理解の程宜しく申し上げます。